一六四四　木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件　三〇　三
一六四五　木質ペレット燃料についての検査方法の一部を改正する件　三〇　三
一六四六　木質ペレット燃料の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件　三〇　三
○農林水産省、経済産業省、国土交通省
三　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく登録実施機関の登録実施事務を行う事務所の所在地の変更及び代表者の変更の件　二三　四
○農林水産省、経済産業省、環境省
五　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の一部を改正する件　九　223　六六
○経済産業省
一二七　電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する告示　一　五
一二八　外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件第八号ただし書に規定する我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なものとして経済産業大臣が指定する役務取引の一部を改正する件　二　特57　三
一二九　経済産業省特定業種石油等消費統計調査票の様式を定める件の一部を改正する告示　六　220　一
一三〇　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　九　四
一三一　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　九　223　七六
一三二　発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件　二〇　五
一三三　伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき箱根小田原からくり細工を伝統的工芸品として指定した件　二一　七
一三四　伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき京竹工芸を伝統的工芸品として指定した件　二一　七
一三五　伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき京七宝を伝統的工芸品として指定した件　二二　七
一三六―一三九　伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき伝統的工芸品として指定した件の一部を改正する告示　二二　八
一四〇　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　二六　二
一四一　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第二項に基づき、特定社会基盤事業者の住所を変更する告示　二七　四
一四二　特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の規定に基づき製造数量の許可申請受付期間を定める件　三〇　四
一四三　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　三〇　四
○経済産業省、国土交通省
七　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示　三〇　238　八〇
○経済産業省、環境省
六　登録講習機関の代表者変更　七　三
○国土交通省
一一八五　標準運送約款等の一部を改正する告示　一　五
一一八六　航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等の変更に関する告示について　一　六
一一八七　航空交通管制部組織規則第一条第三項の規定に基づく管轄区域を指定する件　一　217　六二
一一八八　大館能代空港の施設について告示した事項に変更があった件　一　217　六三
一一八九　船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示の一部を改正する件　二　二
一一九〇―一一九二　砂防法第二条の土地を指定する件　二　六
一一九三　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　二　七
一一九四―一一九六　道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により、自動車を認定した件　三　五
一一九七―一一九九　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件　三　五
一二〇〇　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　五　六
一二〇一　船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件　三　七
一二〇二　指定広域支援ふ頭及び指定地域支援ふ頭を指定した件　三　七
一二〇三　高速自動車国道に関する件　三　八
一二〇四　船舶安全法の規定に基づき、型式承認を失効した件　三　八
一二〇五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認を失効した件　四　八
一二〇六―一二〇八　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　四　八
一二〇九　運輸審議会件名表に登載された件　四　八
一二一〇―一二一一　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　五　九